

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する 中間年の見直しにおける「量の見込み」等に関する調査結果について

1. 調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第1項において、「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。」とされている。

また、基本指針においては、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合には、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされている。

そこで、市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間(平成27年度～31年度)の中間年である平成29年度における当該計画の見直しの状況について市町村(特別区を含む。以下同じ。)へ調査を行ったもの。

なお、回答市町村数は1,718、回答率は98.7%であった。

2. 結果の概要

(1) 教育・保育

【表1 見直しの検討状況】

市町村子ども・子育て支援事業計画のうち、教育・保育部分について、1号・2号・3号認定を通じて、回答市町村の約6割が見直しを実施済み又は検討中、約4割が見直しを行う必要なし、となっている。

具体的には、

1号認定に係る計画については、見直し済み又は検討中の市町村が全体の57.1%。

2号認定に係る計画については、見直し済み又は検討中の市町村が全体の59.8%。

3号認定に係る計画については、見直し済み又は検討中の市町村は、0歳児が59.8%、1・2歳児が59.3%とほぼ同程度の割合となっている。

単位：市町村 ()内は回答市町村計に対する割合

検討状況	認定区分	1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1・2歳児
見直し実施済み		240 (14.1%)	273 (16.1%)	262 (15.4%)	260 (15.4%)
検討中		730 (42.9%)	743 (43.8%)	754 (44.4%)	743 (43.9%)
小計 +		970 (57.1%)	1,016 (59.8%)	1,016 (59.8%)	1,003 (59.3%)
見直しを行う必要なし		730 (42.9%)	682 (40.2%)	684 (40.2%)	689 (40.7%)
回答市町村計 + +		1,700	1,698	1,700	1,692
無回答		18	20	18	26
合計 + + +		1,718	1,718	1,718	1,718

【表2 見直しを検討中の市町村における見直しの事由】

「見直しを検討中」と回答した市町村のうち、見直しの事由については、1号認定、2号認定、3号認定各号の「支給認定を受けた子どもの実績値が10%以上かい離している」ことを理由としている市町村が最も多く、次いで「量の見込みと大きくかい離している場合に該当はしないが、各市町村の判断により見直しを行う場合」が多くなっている。

なお、中間年の見直しの検討に当たっては、「子育て安心プラン」(平成29年6月2日公表)を踏まえ、女性就業率の上昇、あるいは大規模マンション等の開発について都市開発部局と情報を共有し、連携することにより社会増に伴う保育の受け皿確保などに留意することを求めている。

このため、今後の宅地開発やマンション開発の見込みを踏まえて量の見込みの補正を行った市町村や、女性就業率の上昇に伴い支給認定事由における「就労」の増加を見込み、量の見込み算出時にこれに係る支給認定割合を増加させる補正を行った市町村もあった。

単位:市町村

検討状況	認定区分	1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1・2歳児
実績値が10%以上かい離		469	439	486	434
平成29年度末以降も引き続き受け皿整備が必要		62	104	121	136
既に計画の目標値を超えて整備を実施		36	59	58	58
量の見込みと大きくかい離している場合に該当はしないが、市町村の判断により見直し実施予定		206	219	178	209

複数回答している市町村があるため、検討状況の合計は回答市町村数と一致しない。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

【表3 見直しの検討状況】

地域子ども・子育て支援事業については、見直しに当たり、例えば放課後児童クラブについては、「保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ」ることを、延長保育事業や病児保育事業については、保育所等における整備量の拡大などに応じて見直しを行うことを求めたところ、見直しを実施(検討中を含む)した市町村の割合は、放課後児童健全育成事業が最も多く、次いで一時預かり事業、病児保育事業の順となっている。

他方、「見直しを行う必要なし」とした市町村の割合が最も高かった事業は、トワイライトステイ、ショートステイ、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の順であった。

なお、病児保育事業について、一定数の市町村区域外からの利用者を受け入れている場合には、あらかじめ市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当と示しているところ(自治体向けFAQ(第16版)NO.342)、広域利用の開始に伴う利用者増を見込み、見直しを実施した市町村もあった。

単位:市町村 ()内は回答市町村計に対する割合

事業名 検討状況	利用者支援事業	地域子育て支援 拠点事業	子育て短期支援事業		子育て援助活動 支援事業
			ショートステイ	トワイライトステイ	
見直し実施済み	153 (9.3%)	120 (7.1%)	74 (4.5%)	42 (2.6%)	90 (5.5%)
検討中	327 (19.9%)	417 (24.8%)	212 (12.9%)	101 (6.3%)	308 (18.7%)
小計 +	480 (29.1%)	537 (32.0%)	286 (17.4%)	143 (8.9%)	398 (24.2%)
見直しを行う必要 なし	1,167 (70.9%)	1,143 (68.0%)	1,354 (82.6%)	1,458 (91.1%)	1,249 (75.8%)
回答市町村計 + +	1,647	1,680	1,640	1,601	1,647
無回答	71	38	78	117	71
合計 + + +	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718

ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業以外)

単位:市町村 ()内は回答市町村計に対する割合

事業名 検討状況	一時預かり事業		延長保育事業	病児保育事業	放課後児童健全 育成事業
	幼稚園における 在園児対象	幼稚園型以外			
見直し実施済み	132 (7.9%)	126 (7.5%)	135 (8.0%)	117 (7.1%)	203 (12.0%)
検討中	460 (27.5%)	475 (28.4%)	424 (25.3%)	438 (26.5%)	599 (35.4%)
小計 +	592 (35.4%)	601 (35.9%)	559 (33.3%)	555 (33.6%)	802 (47.3%)
見直しを行う必要 なし	1,082 (64.6%)	1,074 (64.1%)	1,119 (66.7%)	1,099 (66.4%)	892 (52.7%)
回答市町村計 + +	1,674	1,675	1,678	1,654	1,694
無回答	44	43	40	64	24
合計 + + +	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718

【表4 見直しを検討中の市町村における見直しの事由】

「見直しを検討中」と回答した市町村のうち、最も多い見直しの事由は「実績値が10%以上かい離」、次いで「量の見込みと大きくかい離している場合に該当はしないが、市町村の判断により見直し実施予定」となっているが、利用者支援事業及びトワイライトステイのみ「市町村の判断により見直し実施予定」が最も多く、次いで「実績値が10%以上かい離」となっている。

単位:市町村

検討状況	事業名	利用者支援事業	地域子育て支援拠点事業	子育て短期支援事業	
				ショートステイ	トワイライトステイ
1	実績値が10%以上かい離	86	249	121	44
	平成29年度末以降も引き続き受け皿整備が必要	7	8	4	2
	既に計画の目標値を超えて整備を実施	63	27	8	1
	量の見込みと大きくかい離している場合に該当はしないが、市町村の判断により見直し実施予定	173	138	82	54

検討状況	事業名	子育て援助活動支援事業 2	一時預かり事業		延長保育事業
			幼稚園における在園児対象	幼稚園型以外	
1	実績値が10%以上かい離	183	321	319	251
	平成29年度末以降も引き続き受け皿整備が必要	3	11	17	14
	既に計画の目標値を超えて整備を実施	10	20	11	22
	量の見込みと大きくかい離している場合に該当はしないが、市町村の判断により見直し実施予定	117	120	142	152

1 複数回答している市町村があるため、検討状況の合計は回答市町村数と一致しない。

2 ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業以外)

単位:市町村

事業名 検討状況	病児保育事業	放課後児童 健全育成事業
実績値が10%以上かい離	250	304
平成29年度末以降も引き続き受け皿整備が必要	13	86
既に計画の目標値を超えて整備を実施	37	86
量の見込みと大きくかい離している場合に該当は しないが、市町村の判断により見直し実施予定	149	176

複数回答している市町村があるため、検討状況の合計は回答市町村数と一致しない。

【参考】

1. 見直しの基準

(1) 教育・保育

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合

平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童等の発生が見込まれる場合

既に市町村子ども・子育て支援事業計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

(2) 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の「量の見込み」の見直しにあわせて必要に応じ、見直しを実施

2. 調査の概要

平成29年9月29日を提出期限として、当該提出期限時点での市町村における見直しの状況について都道府県を通じ、回答を求めた。

なお、複数の市町村において、提出期限時点で、見直し後の量の見込みの数値等が未定であったため、量の見込みを含め、数値については集計を行わず、教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業に係る検討状況のみ集計を行った。この集計結果は、提出期限時点での状況であり、見直しを検討中と回答した市町村における見直し結果については把握していない。

【調査項目】

児童数

・市町村子ども・子育て支援事業計画の作成当初の児童数 と「補正後」の量の見込みの数。

6歳以上について、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載していない場合は、「量の見込み」算出の際に使用した、推計児童数(実人数)

教育・保育の提供

・1号認定、2号認定、3号認定(0歳児、1・2歳児)の各認定区分における以下の数値

() 最新の実績値を基に見込む平成29年度の量の見込みに対する実績値

() 平成30年度及び31年度の量の見込み(当初計画と見直し後の数値)

() 平成30年度及び31年度の確保方策(当該市町村域内に居住する子どもに係る各年度の確保方策(実人数))

地域子ども・子育て支援事業

() 市町村子ども・子育て支援事業計画に定量的に記載している事業ごとの作成当初と見直し後の量の見込み

() 見直し後の量の見込みに対する確保方策